

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 15 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2011～2015

課題番号：23243003

研究課題名(和文) パワー・シフトの進む国際環境における日EU協力の包括的研究

研究課題名(英文) Comprehensive Study on the EU-Japan Cooperation in the context of Power-Shift within International Environment

研究代表者

須網 隆夫 (Suami, Takao)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：80262418

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 33,100,000円

研究成果の概要(和文)：EUは、東アジアの安全保障にも利益を見出し、経済関係だけでなく、東アジアへのより包括的な関与を意図している。EUの対外政策は、その特徴である規範的価値(民主主義、法の支配等)の推進に基づくが、その方針は対中国政策では必ずしも一貫していない。東アジアでは複数の地域的フォーラムが競合しているが、経済・政治両面での日EU関係の深化は、東アジア諸国間のバランスを変化させ、東アジアの安定に貢献する可能性を有する。日EU関係の基礎は規範的価値の共有であるが、価値の具体的内容のレベルでは両者は一致していない。相違を認識した上で、内容の再構成を目指す対話を継続しながら、様々な分野で協力を進める必要がある。

研究成果の概要(英文)：The EU has continued to have interest in its trade and economic relations with the East Asia since 1970s. However, it nowadays finds out its interest in regional security of the East Asia, too. The EU's external policy is guided by normative values and principles, although this policy is not necessarily consistent within its attitude towards China. While in East Asia, several regional forums are competing one another, the deepening of the EU-Japan economical and political relationship has a potential to affect the existing equilibrium among East Asian countries, and to contribute to the stability in East Asia. It is believed that the EU-Japan relationship is based upon the sharing of the commitment to the same values. However, there is considerable difference between them about their understanding of these values. Therefore, while recognizing the existence of their difference, they have to continue to have a constructive dialogue in order to reshape the substance of these values.

研究分野：EU法

 キーワード：日・EU関係 グローバル・ガバナンス 日EU・EPA EU対外政策 EU通商政策 日EU政治協力 中EU関係  
メガFTA

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) グローバル社会のパワー・シフト

中国始め新興国の経済的台頭により、旧来の国際秩序に変動が生じている。EU は、米国・EU の経済・金融危機により、欧米の経済は衰退し、その政治的影響力も低下していると認識している。中国の行動に見られるように、国際社会における法の支配は崩れる可能性があるが、新たな秩序は未だ不確定である。

### (2) 日本・EU 関係の現状

1990 年代前半までの日 EU 関係は、通商関係が中心であり、貿易摩擦が最大の両者間の懸案事項であった。その後日 EU は、EU の脱経済化と、グローバル又は地域的な課題に対応する国際協力の必要性の増大を背景に、経済・貿易関係を越えた協力関係を、様々な非経済的課題について発展させようとしている。

### (3) 二当事者関係から多当事者関係へ

これまでの日 EU 関係は、バイの関係として発展してきたが、中国の経済的台頭・韓国の通商のハブとしての地位確立といった東アジア地域の変化を考慮すると、マルチの関係に視野を広げる必要がある。

## 2. 研究の目的

中国の急速な経済的台頭を背景に、日本と EU の国際協力の可能性を、理念次元(民主主義・人権尊重など)から具体的政策次元(環境・移民・競争など)まで、政治学・経済学・法学の観点から包括的に検討し、今後の日 EU 関係の在り方を提言する。具体的には、

(1) 東アジア諸国の対 EU 政策と、中国との通商関係を重視せざるを得ない EU の対東アジア政策を分析・検討する。検討の対象には、東アジア地域の国際協力がもたらす日 EU 関係への影響も含まれる。

(2) 日 EU 関係については、日 EU 間における理念の共有から具体的政策次元までの各次元の協力の現状・課題・改善の余地と今後の政策選択肢を分析する。今後当事者間で協力が必要となる分野についても検討する。

(3) 日・EU 関係発展のために、政治学・経済学・法学の分析法とマルチの視点を総合して、政策的な提言を検討する。日 EU 協力の発展は、経済的に正当化され、政治的に実現可能で、法的に適法に進める必要があるからである。

## 3. 研究の方法

(1) 第一段階では、リスボン条約体制下の EU 統合の現状・展望、EU の対外政策を、加盟国の動向を含めて研究し、EU 側の日本との協力可能性を特定する。他方、東アジア諸国間の FTA など、東アジアにおける地域協力の発展を研究し、EU の東アジア統合への関与、東アジア諸国の EU 関係を展望する。第二段階では、第一段階の検討結果を踏まえ、日 EU 協力の課題と可能性を包括的に研究し、マル

チの視点から総合評価したうえで提言を準備する。

(2) 研究計画を実施するために、国内・国外での調査(政府・経済界への調査を含む)を基礎に、国内では定期的に研究会を開催して、外部講師の報告とともに、個々の分担者の研究成果の全体での共有を図る。加えて、ヨーロッパの研究協力者の援助を得て、国外での国際会議・ワークショップ(主体的に開催するものを含む)において、その成果を毎年報告し、国外の参加者との意見交換により、その妥当性を検証し、徐々に研究を深化させていく。

## 4. 研究成果

### (1) EU の東アジア政策と日 EU 関係の現状 EU の東アジア政策

EU の東アジア政策を分析すると、第一に、EU は、規範的な価値(民主主義、法の支配、基本的人権)を共有する共同体であり、域外第三国との関係でも、それらの価値を実現しようとする価値外交を基本としている。このことは、EU が EPA と SPA を並行して推進する包括的アプローチを採用していることが示すように、EU の対外政策を顕著に特徴付けている。第二に、EU は、東アジアとの経済関係を重視するだけでなく、グローバル・サプライチェーンの成立を背景に、東アジアの安全保障にも自らが利益を有すると認識し、東アジアへの包括的な関与を意図している。東アジアにおける自然災害・国家間紛争は、EU を経済的に損なうからである。第三に、EU は、中国の最大の貿易相手であり、東アジアにおいて対中国政策を最重視している。EU は、価値外交の観点から、法の支配に基づく開放社会への中国の移行を支援しているが、必ずしも成果は十分ではない。他方、中国の対応に係らず、経済的必要性を優先させて、中国との戦略的パートナーシップを維持しており、価値外交を硬直的に実施するわけでもない。なお、中国への対応を含めて、外交政策については、EU と加盟国間に相違も存在し、EU とは別に、個々の加盟国の政策を検討する必要がある。

### 東アジアの地域協力

日本を取り巻く東アジアにおける地域協力は、複数の法的には拘束力の弱い又はない地域制度が林立する形で進行している。非拘束的フォーラムの限界が明らかになり、法制度化の必要性が認識されているが、領土問題等に端を発した、日中・日韓間の政治的緊張のため、FTA 交渉等は継続し、さらに日中韓三国協力のような地道な努力が進められ、今後の発展の余地は残されているものの、本科研費期間中に顕著な進展はなく、将来の展望もなお不透明である。アジア・太平洋地域全体としては、TTP による新たな枠組みが形成されつつあるが、東アジア地域に限れば、中国の海洋進出、既存の国際秩序を迂回し、又は選択的にのみ受け入れようとする中国の

アプローチにより、当分の間緊張関係は継続するのではないかと推測される。

#### 日 EU 関係の現状と課題

これに対し、日 EU の通商・投資関係は、両当事者にとって相当な比重を占め、1990 年代以降、制度化も部分的に進展しているが、なお障壁は残存し、他方、中国経済の急拡大・日本企業の国際競争力の全般的低下等により、EU 側において、日本の相対的存在感と日本への関心は低下傾向にある。交渉中の日 EUEPA が、残存する関税障壁とともに、それ以外の非関税障壁を除去し、両当事者の市場をより深く統合することに成功すれば、日 EU 双方の経済の活性化に資することになる。

#### グローバル秩序と日 EU 関係

21 世紀の国際社会は、20 世紀と異なり、多極的な様相を呈し、グローバル秩序は、グローバルな規制に加えて、複数の地域・二国間の規制の結合によって構成されている。そして、ヨーロッパでも東アジアでも、複数の異なる地域主義又多国間主義が微妙なバランスの中で競争関係にあるところ、日 EU 関係の進展又は停滞は、それらの競争に影響を及ぼす可能性を有している。

#### (2) 理念の共有

日 EU は、国際社会における法の支配に共通の利益を見出していると理解されており、両者はともに、日 EU が民主主義・基本的人権の尊重などの基本的価値を共有することを、しばしば強調している。しかし、そのような価値の共有の一面的な強調には陥穽がある。第一に、日 EU 間では、法の支配・基本的人権、さらに立憲主義の理解に関して無視できない相違がある。確かに、日本は西欧起源の基本的価値を受容し、内面化しているが、その理解は、EU の一般的理解とは異なる。第二に、このような理念的相違は、単に両者の領域内だけでなく、国際秩序の在り方への認識の相違にも繋がる。例えば、近時、EU 内では、国境を超えたグローバルな領域における立憲主義の議論が研究者間で盛んであるが、日本の研究者は、グローバル立憲主義への警戒感根強く、むしろこの点では、中国の研究者との認識の共通性が看取できる。

以上の点に鑑みれば、日 EU は、国際法に従った紛争の平和的解決等の主張を共有しているが、他方でその価値の共有は、公式に表現されるほど強固ではないことが認識されなければならない。価値の共有に、安易に両者の関係を基礎付けることは妥当ではない。特に、日本で憲法改正が実現した場合、両者の矛盾はより明確となる。但し、基本的価値の共有に基づくと信じられている EU でも、近時、ハンガリー・ポーランド等、21 世紀に加盟した新規加盟国において、価値の共有に疑念を抱かせる憲法状況が発生している。価値の共有は、本質的に程度問題であり、これら EU 内における価値の共有の実質の変化は、日 EU 関係にも影響するので、今後の推移に

注目する必要がある。

#### (3) 具体的政策次元における協力

##### 国際通商・経済制度

日 EU 協力の基本的方向性は一致しているが、東アジアにおける非拘束的フォーラムによる地域間協力の法制度化の必要、TTP, TTIP など日米、EU 米間の FTA、そして日 EUEPA 交渉を考慮すると、国際通商秩序は、WTO を前提にしながらも、大市場間のメガ FTA が連携する時代に入りつつあり、日 EUEPA もそれ自体単独で存在するわけではない。

##### 安全保障

政治・安全保障面では、日 EUEPA と同時に戦略的パートナーシップ協定 (SPA) が交渉されている。EU は、EPA と政治協定を連携させる方針を一貫させており、EU 韓、EU カナダの協定が示すように、SPA 違反が EPA の停止を惹起することに注意が必要である。特に、前述のように、死刑問題だけでなく、日 EU 間の基本的価値の認識に齟齬があることが、不安定要因として留意されねばならない。

##### 様々な分野における協力

日 EU 間では、既に、通商以外の様々な分野で協力を開始しており、アフガニスタンでの警察訓練・ソマリア沿岸での海賊対策など、第三国での共同行動も見られる。今後一層の協力が見込まれる分野としては、気候変動・国際テロに加えて、人道援助、自然災害による被害の予防、緊急援助(途上国での自然災害への救援)、途上国における法整備支援等での協力の実現可能性が高く、また必要性も強い。特に、アジア・太平洋地域での協力にも可能性がある。

#### (4) 日 EU 関係とグローバル秩序

本研究の成果を前提に、今後の日 EU 関係について幾つかの提言が考えられる。

##### 通商・経済分野

第一に、経済的には、1990 年代までと異なり、経済関係を、日 EU 二当事者間だけで発想することには限界がある。本研究開始後、アジア・太平洋地域では、アメリカ、オセアニア諸国をも巻き込んだ TPP が締結され、EU アメリカ間の TTIP、東アジアでも RCEP が交渉中である。これらの大市場国間の FTA 等と連携を図り、インターリージョナリズムへの移行が必要である。メガ FTA の連携は、ドーハ・ラウンドの失敗により停滞している WTO を再度活性化させる可能性があり、メガ FTA の連携とともに、WTO によるマルチの枠組みの再構築をも展望して、個々の FTA の内容を考える必要がある。なお、EPA については、日 EU 間の商品貿易の比重低下に鑑み、特に直接投資促進の面を重視すべきであるとともに、経済統合を深化させるために、規制協力が必要である。また、既存の FTA の利用が大企業に偏っている現状を考慮すれば、中小企業が FTA の利益を享受できるシステムの整備も必要である。

##### 安全保障分野

第二に、政治的には、対中国政策の観点からの日 EU 関係、特に SPA の意義を認識する必要がある。北東アジアの安全保障協力は十分に制度化されていないところ、EU は、ASEAN 地域フォーラム、ASEAN 拡大外相会議に既に参加しており、また、東アジアに直接的利害関係が明確ではないため、他の当事者が果たせない役割を果たすことができる。EU 自体も新たな脅威に対応するための日 EU のより包括的な連携に前向きである。これまで日本は政治協定に消極的であったが、SPA の枠組みの下で、日 EU の政策調整を進展させ、中国との関係において、より影響力を発揮できる可能性がある。法的拘束力のある SPA の積極的な利用が、東アジアにおけるマルチの危機低減メカニズム創設を展望しながら、構想されるべきである。

#### 基本的価値の具体化の過程

第三に、日 EU 政治協力の基礎は、基本的価値の共有にあるが、それらの価値の具体的な内容こそが重要であり、日 EU 間において、具体的内容に関する一致点を形成するための方法・手続が検討されねばならない。一方の理解を相手方にそのまま受容させようとするのではなく、双方の理解の相違を前提としながら、両者の見解を接近させるための建設的な対話の継続が求められる。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 49 件)

Eiji Ogawa and Makoto Muto, Inertia of the U.S. Dollar as a Key Currency through the Two Crises, RIETI Discussion Paper Series, 査読あり、16-E-038, 2016 年、1-41 頁。

菊池務、大国政治の変動と東南アジア：ASEAN 政治安全保障共同体(APSC)の狙いと課題、国際問題、査読なし、646 号、2015 年、5-15 頁

森井裕一、EU の展開とドイツの役割、国際問題、査読なし、641 号、2015 年、39-48 頁。

須網隆夫、グローバル立憲主義とヨーロッパ法秩序の多元性 EU の憲法多元主義からグローバル立憲主義へ、国際法外交雑誌、査読あり、113 巻 3 号、2014 年、25(325)-55(355)頁。

中村民雄、ユーロ危機対応と EU 立憲主義、日本 EU 学会年報、査読あり、34 号、2014 年、128-154 頁。

植田隆子、ユーロ危機の時期の EU の対外政策、日本 EU 学会年報、査読あり、34 号、2014 年、155-179 頁。

渡邊頼純、日本・EU 経済連携協定(EPA) 新たな日 EU 関係強化への歩みと展望、国際問題、査読なし、632 号、2014 年、41-60 頁。

森井裕一、ドイツにおける国内拘束の強まりと欧州統合 国内構造の変化と対外

政策、ヨーロッパ研究。査読なし、13 巻、2014 年、5-14 頁。

安藤研一、在欧多国籍企業の事業拡大と縮小に関する試論、経済研究(静岡大学)、査読なし、17 巻、2013 年、203-220 頁。

植田隆子、EU の価値外交とグローバル・パワーシフト 法の支配の追求の意義と日米 EU 新三極主義の可能性、神奈川大学評論、査読なし、73 号、2012 年、52-65 頁。

〔学会発表〕(計 89 件)

須網隆夫、The Strategic Partnership Agreement and the EU-Japan Political Cooperation, The European Union and Japan: A New Chapter in Civilian Power Cooperation?, 2015 年 11 月 13 日、ルーヴァン(ベルギー)。

植田隆子、NATO, EU, OSCE-集団安全保障・集団防衛・協調的安全保障、日本国際政治学会 2015 年 11 月 1 日、仙台国際センター(宮城県・仙台市)。

清水章雄、The Rise of New Powers and International Economic Organizations, The 5<sup>th</sup> Global Forum, 2015 年 9 月 30 日、フィラデルフィア(アメリカ)。

菊池務、ASEAN 's Responses to the Major Power Relations, The 2015 JIIA-IIR Dialogue, 2015 年 8 月 27 日、台北(台湾)。  
岡部みどり、Importing and Exporting Migration Theory Across Continents Europe, North America and East Asia, 2) Exporting European Migration Theory to East Asia, Council of European Studies, 2015 年 7 月 10 日、パリ(フランス)。

植田隆子、Worthwhile frameworks for multilateral risk reduction mechanisms in Asia, 17<sup>th</sup> Japan-EU Conference, 2014 年 11 月 17 日、ブリュッセル(ベルギー)。

安藤研一、地域経済統合下における多国籍企業の撤退、国際ビジネス研究学会、2014 年 11 月 2 日、北海学園大学(北海道・札幌市)。

渡邊頼純、The Japan-EU EPA and its Potential Contribution to the 21<sup>st</sup> Century Trade Rules, Asia-Europe Economic Forum, 2014 年 5 月 16 日、ベルリン(ドイツ)。

森井裕一、Japan and EU in Multilateralism; a Case of Human Security, 15<sup>th</sup> Japan-EU Conference, 2012 年 11 月 26 日、ブリュッセル(ベルギー)。

中村民雄、Wisdom of Enforcement Diplomacy?, Can the EU-Korea Framework Agreement be a future model?, EUSA Asia Pacific, 2012 年 6 月 5 日、シンガポール(シンガポール)。

〔図書〕(計 63 件)

岡部みどり、法律文化社、『人の国際移動とEU』(岡部みどり編)、2016年、185頁。

小川英治、東京大学出版会、『ユーロ圏危機と世界経済、信認回復のための方策とアジアへの影響』(小川英治編)、2015年、1-22頁。

渡邊頼純、文眞堂、『FTA戦略の潮流 課題と展望』(石川幸一ほか編)、2015年、66-81頁。

須網隆夫、Edward Elgar, The Changing Role of Law in Japan, Empirical Studies in Culture, Society and Policy Making (Dimitri Vanoverbeek and others eds.)、2014年、229-246頁。

菊池務、明石書店、『「米中対峙」時代のASEAN』、2014年、71-95頁。

小川英治、東洋経済新報社、『グローバル・インバランスと国際通貨体制』、2013年、259頁。

森井裕一、上智大学出版、『EUと東アジアの地域共同体; 理論・歴史・展望』、2012年、177-195頁。

〔産業財産権〕なし

〔その他〕ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

須網 隆夫(SUAMI, Takao)  
早稲田大学・法学学術院・教授  
研究者番号: 80262418

(2) 研究分担者

安藤 研一(ANDO, Kenichi)  
静岡大学・人文学部・教授  
研究者番号: 40232095

小川 英治(OGAWA, Eiji)  
一橋大学・商学研究科・教授  
研究者番号: 80185503

岡部 みどり(OKABE, Midori)  
上智大学・法学部・教授  
研究者番号: 80453603

菊池 務(KIKUCHI, Tsutomu)  
青山学院大学・国際政治経済学部・教授  
研究者番号: 50241146

清水 章雄(SHIMIZU, Akio)  
早稲田大学・法学学術院・教授  
研究者番号: 70142784

中村 民雄(NAKAMURA, Tamio)  
早稲田大学・法学学術院・教授  
研究者番号: 90237412

森井 裕一(MORII, Yuichi)  
東京大学・総合文化研究科・教授  
研究者番号: 00284953

渡邊 頼純(WATANABE, Yorizumi)  
慶應義塾大学・総合政策学部・教授  
研究者番号: 70231016

植田 隆子(UETA, Takako)  
国際基督教大学・教養学部・教授  
研究者番号: 10138620

(3) 研究協力者

Dimitri Vanoverbeke  
(Dimitri, Vanoverbeke)  
カトリック・ルーヴァン大学・教授

Mario Telo(Mario, Telo)  
ブリュッセル自由大学・教授